

日本レコード協会使用料規程【抜粋】

(平成 29 年 4 月 1 日変更実施)

第 6 節 婚礼等の演出又は記録を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音

専ら特定かつ単一の結婚式、披露宴、結婚パーティー等（以下「婚礼等」という。）を演出し又は記録することを目的として、レコードの複製及びレコード実演の録音を行う場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1. 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

次の①又は②のうちいずれかとする。

①複製物 1 個あたり、1 曲 3, 0 0 0 円

②複製物の種別ごとに、複製個数及び利用曲数に応じ下表に定める金額

| 曲数<br>個数    | 5 曲まで                               | 5 曲までを超える場合  |
|-------------|-------------------------------------|--|
| 3 個まで       | 7, 5 0 0 円                          | 利用曲数 5 曲までを増すごとに、7, 5 0 0 円を加算して得た額                |
| 3 個までを超える場合 | 複製個数 3 個までを増すごとに、7, 5 0 0 円を加算して得た額 | 利用曲数 5 曲又は複製個数 3 個までを増すごとに、それぞれ 7, 5 0 0 円を加算して得た額 |

2. 包括的利用許諾契約によらない場合

複製物 1 個あたり、1 曲 5, 0 0 0 円とする。

(本節の備考)

(1) この節における複製物の種別は下表のとおりとする。

| 用語       | 定義   | 該当例                            |
|----------|--|--------------------------------|
| 音声演出用複製物 | 婚礼等において演奏することを専らの目的として制作される録音物             | 披露宴・結婚パーティーを演出するための BGM 用録音物など |
| 映像演出用複製物 | 婚礼等において上映することを専らの目的として制作される録画物（静止画の録画物を含む） | 新郎新婦のプロフィールビデオ、エンディングビデオなど     |
| 婚礼記録用複製物 | 婚礼等の模様が収録された録画物                            | 披露宴・結婚パーティーの撮影ビデオなど            |

(2) 営利を目的とせずに本節に定める複製物を制作する個人について、本協会が包括的利用許諾契約によらない場合の各規定を適用するにあたっては、利用状況等を参酌し、当該規定の範囲内で使用料を決定することができる。

(以下余白)